

高校生議会の概要について

○開催日 平成24年8月21日(火)

○参加校

1. 県立奈良高等学校	2. 県立山辺高等学校
3. 県立大和中央高等学校	4. 県立磯城野高等学校
5. 県立十津川高等学校	6. 県立奈良東養護学校
7. 聖心学園中等教育学校	8. 西大和学園高等学校

○議事日程

	議 事 内 容	会 場
(午前)	オリエンテーション 「県議会の概要について」説明	第1委員会室
	高校生による議会運営委員会	議会運営委員会室
	議場リハーサル等	本会議場等
(午後)	高校生議会 ①開会行事 ②知事等との意見交換 ③閉会行事	本会議場等
	議員との意見交換	各委員会室

○質問項目及び提言(別紙のとおり)

◇うち教育長答弁に係るもの

県立学校の施設・設備の充実について

(質問要旨)

県立学校の耐震工事の進捗状況とその終了の目処について伺いたい。また、県立高等学校間における施設面での均衡を図るという観点に立って、今後の県立学校の施設整備をどのように進めていくのか伺いたい。

(答 弁)

・平成24年4月1日時点の県立学校施設全体の耐震化率は、70.1%。うち災害弱者が多数在籍する特別支援学校については、優先して工事を進めた結果、建て替え(改築)を要する1棟を除いて、平成23年度末に耐震化は、ほぼ完了。

一方、県立高等学校の耐震化率は、61.6%と全国的に見ても低い整備率となっており、引き続き、県の目標である、平成27年度末耐震化整備率90%以上を目指し、整備を進めていく所存。

・なお、整備完了の目処については、一部未設計で耐震補強手法や工期が定まらないものがあることから、現時点で明確に申し上げることは難しいが、早期に完了させたいと考えている。

・次に、県立学校の施設については、基本的には議員お述べの学校間の均衡を図る観点は大切だが、各学校では特色ある学科やコースを有しており、これらに適合した施設整備を進める必要もあることから、この点でのバランスも考慮して進めてきたところ。

今後ともそれぞれの学科・コースに応じた良好な教育環境を確保するため、引き続き鋭意努力してまいります。

高等学校、特別支援学校間の転編入について

(質問要旨)

高等学校在籍中に病気や事故にあった場合、特別支援学校に転学したり、回復の状況を見て元の高等学校に再度転学することは可能か。在学の途中で病気や事故にあった生徒への支援策全般とあわせて伺いたい。

(答 弁)

・突然の病を乗り越え、新たに選択した道を力強く歩み始めておられる議員の体験は、同じような境遇にある高校生を勇気づけるものであると思います。

・在学中に病気や事故で長期入院や長期欠席を余儀なくされた生徒が、その高校での学習保障を求めたとき、その趣旨に添いながら相談や支援に応じていくことは大切なことだと考えています。

しかし、医師の診断に基づき医療又は生活規制が継続して必要な場合は、所定の手続きを経て、特別支援学校の病弱部門へ転学することも可能です。また、その後に医療又は生活規制の必要性が生じなくなった時には、元の県立高校へ再度転学することが可能ともなっています。

・今後も、高校在学途中に病気や事故にあった生徒に対して、医療機関や学校関係者が連携して、基本的に生徒の意向を尊重しながら、まずは、現状の学校生活での支援の在り方や、学習の内容やその進め方、更には進路に関する教育相談を行うなど、より一層充実した支援に努めてまいります。

実践的な学びへの支援について

(質問要旨)

専門高校生には、校外でのインターンシップにおける体験だけでなく、校内でも起業家経験の積み重ねが出来るように、店舗施設が必要と考える。今後の専門高校での実践的な学びへの支援、特に専門高校に店舗施設を整備することについて、どのように考えているのか伺いたい。

(答 弁)

・県教委では、職業学科を有する全ての専門高校生にとって、実体験や起業的活動なども重要と考え、奈良県産業教育フェアを毎年開催して、各専門高校に、日頃の学習成果を発表してもらおうとともに、参加した中高生や一般県民に、奈良の特産品や農産物の販売、創作料理・創作菓子の販売、木工製品の販売など実践的な学びの場を確保しているところ。

・また、起業的活動の充実のため、缶詰、瓶詰製造業や飲食店営業等を希望した磯城野高校では、営業許可の取得支援を行い、缶詰などを定期的に販売することや、県内の調理などの技が一堂に集まる「奈良まほろば市」などに参加し、奈良の地元食材を使用した創作料理や創作菓子の販売を行っているところ。

・一方、議員御提案の校内に店舗施設を整備することについては、起業成立の基礎となる、商品の需要調査や施設・設備の内容、経営組織など費用対効果の調査を、専門高校生と県教委による検討組織を設置し、アイディアから具体へのアプローチとして進めてみたいと考えている。

災害から文化財を守る方策について

(質問要旨)

奈良県の防災基本計画において、文化財を守るためにどのような方策が示されているのか。また、他の文化的歴史的都市のモデルとなるような災害対策を推進するために、特別立法を求めたり、独自に条例を制定する方針があるのかについても伺いたい。

(答 弁)

・文化財の防災については、『県地域防災計画基本計画編』の中で、文化財災害予防計画として、①消火設備、収蔵庫などの防災設備・施設の設置、②文化財保護指導委員等の巡視や情報提供などによる管理状況の把握、③所有者・管理者の日常の災害対策などへの指導・助言、④県民への文化財防災思想の普及活動、⑤関係機関との連絡・協力体制の確立を基本的なポイントとして定めているところ。

・次に議員ご提案の特別立法や独自条例については、すでに、文化財保護法で「文化財の保存と活用」を目的と定め、「政府及び地方公共団体の任務」として保存が適切に行われるよう法の趣旨の徹底に努めるとともに、更に「国民・所有者等の心構」として国等が行う措置への協力を義務づけている。

・県においても、法の考えを受け文化財保護条例を制定し、県の指定する文化財にも保存及び活用のために必要な措置を講ずることとしているところ。

・また、これらのことから、従来、新法令の制定よりも文化財保護法に基づき防災対策等の文化財保存を徹底していく事が大切と考え、文化財の防災対策や災害復旧について、国庫補助の外、本県独自の補助を加えて所有者や管理団体である市町村などへの支援を行ってきたところであり、この点は、引き続き、関係者と連携・協力し、文化財保護に鋭意取り組んでいきたいと考えている。

・しかしまた、ご提案の主旨を真摯に受け止め、現在の文化財保護条例についても、更に文化財保存の考えを明確に出来ないかなど、点検を始めたいと考えている。